

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年10月2日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-074
- (2) 工事名 草津中学校配膳室増築工事
- (3) 工事場所 草津市草津二丁目
- (4) 工事概要 配膳室増築

構造：鉄骨造4階建

増築面積 271.63㎡

前館 136.00㎡

1階 46.81㎡ 2階 29.73㎡

3階 29.73㎡ 4階 29.73㎡

後館 135.63㎡

1階 45.96㎡ 2階 29.89㎡

3階 29.89㎡ 4階 29.89㎡

- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年7月30日まで

2 予定価格 196,400,000円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面

において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県草津市南山田町1037番地

有限会社馬場工務店

滋賀県栗東市手原七丁目1番35号

株式会社織田建築設計室

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付において、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和2年10月2日午前9時から令和2年11月5日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和2年10月2日午前9時から令和2年10月13日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsul.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年10月15日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和2年11月6日午前9時から令和2年11月9日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
- (イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- (ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
- (ニ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し
- (ホ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
- (カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講

習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

(ク) 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年11月10日
午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を

- 16 前金払 可 違約金として徴収する。
草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。
- 21 その他必要事項
 - (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 共同企業体での参加は認めない。
 - (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 - (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 - (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 - (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、令和2年11月24日までに仮契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 - (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
 - (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 22 入札に関する問い合わせ先
草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年10月2日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年10月2日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-075
- (2) 工事名 新堂中学校配膳室増築工事
- (3) 工事場所 草津市新堂町
- (4) 工事概要 配膳室増築
構造：鉄骨造4階建
増築面積 132.42㎡
1階 45.15㎡ 2階 29.09㎡
3階 29.09㎡ 4階 29.09㎡
- (5) 工事期間 契約締結日から令和3年7月30日まで
- 2 予定価格 154,876,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子

入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

滋賀県草津市青地町213番地1

ディアコート青地Ⅱ3階事務所

プランニングワイズ

滋賀県栗東市手原七丁目1番35号

株式会社織田建築設計室

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和2年10月2日午前9時から令和2年11月6日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和2年10月2日午前9時から令和2年10月13日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和2年10月15日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和2年11月9日午前9時から令和2年11月10日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がな

い場合は無効とする。また、再申請は認めない。

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
 - (イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
 - (ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
 - (エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し
 - (オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
 - (カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
 - (キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
 - (ク) 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和2年11月11日
午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義

申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明

無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金

免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払

可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

17 中間前金払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金

要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 議会の議決の要否

要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

21 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、令和2年11月24日までに仮契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

22 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和2年10月2日揭示済み）

公 告

（仮称）草津市立プール整備・運営事業に係る契約について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月2日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 （仮称）草津市立プール整備・運営事業
- (2) 事業場所 滋賀県草津市西大路町外地先
- (3) 事業期間 事業契約締結の日から令和21年3月31日まで
- (4) 事業内容 入札説明書に示すとおりとする。
- (5) 予定価格 本事業の予定価格は、次のとおりとする。
13,651,550,000円（消費税および地方消費税の額を含まない。）
- (6) 最低制限価格 設定しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。なお、「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

入札参加者のうち、仮契約の締結前までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業を実施するに当たり設立する特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」、SPCに出資を予定するがSPCから直

接業務を受託しないまたは請け負わない企業を「その他企業」として位置付け、参加表明書等提出時に構成員、協力企業またはその他企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

参加グループの構成員、協力企業およびその他企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

(ア) 参加表明書等の提出締切日から提案書の提出締切日までの期間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条または、草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）第2条に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(イ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条に該当する者でないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(エ) 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(キ) 手形交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(ク) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税および草津市税を滞納していない者であること。

(ケ) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）第2条第2項に該当する者でないこと。

(コ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している次の者と資本面もしくは人事面で関係のある者が参加していないこと。

パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託しているアンダーソン・毛利・友常法律事務所

(サ) 本事業に係る他の参加グループの構成員、協力企業またはその他企業として参加していないこと。

(シ) （仮称）草津市立プール整備・運営PFI事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。

(ス) 市が出資する団体またはその団体と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、運営および維持管理の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

ア 設計に当たる者

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 「令和2年度（2020年度）の市が発注するコンサルタント業務等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。または、令和元年度に実施した（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。

(ウ) 平成17年4月1日以降に完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、本実績は、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

a 25m以上の屋内公認プール施設の実施設設計実績

b 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の実施設設計実績

イ 工事監理に当たる者

工事監理に当たる者は、アの設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。

ウ 建設に当たる者

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(イ) 「令和2・3年度（2020・2021年度）の市が発注する建設工事に関する競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。または、令和元年度に実施した（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。

(ウ) 参加表明書等の提出締切日において、建設業法の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,500点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいこととする。

(エ) 平成17年4月1日以降に元請として完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの施工実績を有していること。なお、この実績は、建設に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

a 25m以上の屋内公認プール施設の建築工事の施工実績

b 延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館等アリーナ部分を有するもの。）の建築工事の施工実績

エ 運営に当たる者

平成17年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の運営実績を有していること。なお、この実績は、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

オ 維持管理に当たる者

(ア) 「令和2年度（2020年度）の市が発注するビルメンテナンス、保安警備等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。または、令和元年度に実施した

（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者もしくは、令和2年度に実施する（仮称）草津市立プール整備・運営事業入札参加資格確認を受けた者であること。

(イ) 平成17年4月1日以降に25m以上の屋内公認プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。なお、この実績は、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいこととする。

(4) 参加資格の確認等

(ア) 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

(イ) 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員、協力企業およびその他企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「2-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

a 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、「様式2-8構成員等変更承諾願」を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。

b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

(ウ) 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「2-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入

札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

a 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、「様式2-8構成員等変更承諾願」を提出した上で、市が参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠いた日とする。

b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

(ニ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「2-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、市が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障

をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。

b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

(オ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員、協力企業またはその他企業のいずれかが、「2-(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

a 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員、協力企業またはその他企業を補充し、市が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員、協力企業またはその他企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員、協力企業またはその他企業が参加資格を欠いた日とする。

b 構成員、協力企業またはその他企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員、協力企業またはその他企業を除く構成員、協力企業およびその他企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3 入札手続に関する事項

(1) 契約条項を閲覧する場所等

草津市建設部プール整備事業推進室
住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号（市庁舎7階）
電話：077-561-6807 FAX：077-561-2489
電子メール：pool@city.kusatsu.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間および交付方法

ア 交付期間 令和2年10月2日（金）から令和2年12月24日（木）まで
イ 交付方法 草津市ホームページの本事業ポータルサイトからダウンロードすること。
URL：http://www.city.kusatsu.shiga.jp
トップページ→文化・スポーツ→スポーツ→スポーツ施設→（仮称）草津市立プール整備・運営事業（PFI関連事業）

(3) 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書および資格確認に必要な書類を提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

なお、参加表明書等を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 受付期間 令和2年10月22日（木）から同月27日（火）午後4時まで
持参の場合は、各日午前8時30分から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの時間帯、土曜日および日曜日を除く。

イ 提出方法 持参または郵送により提出すること。
郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、受付期間内に必着とすること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和2年11月2日（月）に代表企業に対して通知を発送する。

(5) 入札提出書類（提案書・入札書）の受付

ア 受付期間 令和2年12月23日（水）から同月24日（木）午後4時まで
持参の場合は、事前に電話連絡の上、持参時間を調整すること。

イ 提出方法 持参または郵送により提出するこ

と。

郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、令和2年12月24日（木）までに必着とすること。

ウ 提出先 3(1)に示す部局

(6) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

(7) 開札の日時および場所

ア 日時 令和2年12月28日（月）午後2時
イ 場所 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 601会議室（市庁舎6階）
なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

4 落札者の決定方法

(1) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示すとおりとする。

(2) 落札者の決定

審査は、資格確認審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、提案内容の評価点および価格の評価点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案者として選定する。市は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、「落札者決定基準」を参照すること。

(3) 審査結果および評価の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて市ホームページで公表する。

5 議会の議決

この入札による契約は、PFI法第12条の規定による草津市議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。

6 その他

(1) 前金払、部分払等

入札説明書による。(別紙1「サービス購入料の構成および支払方法」を参照すること。)

(2) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金 納付すること。ただし、詳細については入札説明書を参照すること。

(3) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

(4) 費用負担

入札に伴う費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(5) 使用言語、通貨単位等

入札において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札書類の取り扱い

ア 著作権

事業提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は、本事業の公表時および市が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるとする。また、落札者以外の入札参加者の提案書については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法および維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加の資格のない者のした入札

(イ) 委任状を提出しない代理人のした入札

(ウ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(エ) 入札保証金または保証金に代わる担保を納付または提供しない者または不足する者のした入札

(オ) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(キ) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札

(ク) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(10) 現場説明の有無 無

(11) その他、詳細は、入札説明書に示すとおりとする。

(令和2年10月2日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年10月5日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
長崎県大村市富の原1丁目1113番 地1 社会福祉法人 くじら 理事長 田崎 耕太郎	草津市追分南一丁目字水田 1204番	1,328.57㎡	令和2.10.5	1500
			(令和2年10月5日掲示済み)	